



経済・府政記者クラブ同時資料配付
京都労働局発表
平成29年10月31日(火)
午前10時 解禁

担当	職業安定部 職業対策課
	課長 武田 賢一
	課長補佐 野田 昌代
	高齢者対策担当官 吉岡 隆
	電話 075-275-5424(ダイヤル)

平成29年「高年齢者の雇用状況」集計結果

～企業の人手不足感の高まりから、定年年齢や継続雇用制度
の上限年齢の引き上げが進んでいる～

【定年制の導入状況】

	導入企業（対前年差）	全体に占める割合
65歳定年	437社（23社増）	14.8%
66歳以上の定年	45社（18社増）	1.5%
定年制の廃止	67社（2社増）	2.3%

【高年齢者雇用確保制度の実施状況】

	実施済企業（対前年差）	全体に占める割合
高年齢者雇用確保措置制度	2,923社（59社増）	99.2%

【70歳以上まで働ける企業】

	導入企業（対前年差）	全体に占める割合
70歳以上まで働ける企業	628社（53社増）	21.3%

京都労働局（局長 高井吉昭）は、高年齢者を雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した、平成29年「高年齢者の雇用状況」（6月1日現在）を取りまとめましたので、公表します。なお、全国の集計結果は、10月27日厚生労働省から発表されました。

○「高年齢者の雇用状況」の集計とは

高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今後は、生涯現役社会の実現に向け、年齢に関わりなく働き続けることが可能な企業が増えるよう啓発・普及に取り組むとともに、高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対して、計画的かつ重点的な個別指導を実施していきます。

1 定年制の廃止および65歳以上定年制企業の状況

定年制の廃止および65歳以上定年制企業は計549社（対前年差43社増加）、全体の18.7%（19.6%）

○定年制の廃止および65歳以上定年制企業549社の内訳

- ① 定年制の廃止企業は67社（同2社増加）、全体の2.3%（2.6%）、
- ② 65歳以上定年制企業は482社（同41社増加）、全体の16.4%（17.0%）

【定年制の廃止企業】

- ・ 中小企業では67社（同2社増加）、全体の2.5%（2.8%）
- ・ 大企業では0社（同変動なし）（0.5%）

【65歳以上定年制企業】

企業規模別に見ると

- ・ 中小企業では464社（同41社増加）、全体の17.5%（18.0%）
- ・ 大企業では18社（同変動なし）、全体の6.2%（8.9%）

定年年齢別に見ると

- ・ 65歳定年制企業は437社（同23社増加）、全体の14.8%（15.3%）
- ・ 66歳以上定年制企業は45社（同18社増加）、全体の1.5%（1.8%）

2 希望者全員66歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況

希望者全員が66歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は146社（同25社増加）、全体の5.0%（5.7%）

- ・ 中小企業では142社（同25社増加）、全体の5.3%（6.1%）
- ・ 大企業では4社（同変動なし）、全体1.4%（2.2%）

3 70歳以上まで働ける企業の状況

70歳以上まで働ける企業は628社（同53社増加）、全体の21.3%（22.6%）

- ・ 中小企業では577社（同48社増加）、全体の21.7%（23.4%）
- ・ 大企業では51社（同5社増加）、全体の17.5%（15.4%）

詳細は次ページ以下の「別添資料」をご参照ください。

《集計対象》

京都府の常時雇用する労働者が31人以上の企業	2,946社	(28年 2,891社)
大企業 301人以上規模	291社	(同 290社)
中小企業 31～300人規模	2,655社	(同 2,601社)
(うち、51～300人規模)	1,606社	(同 1,602社)
(うち、31～50人規模)	1,049社	(同 999社)

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

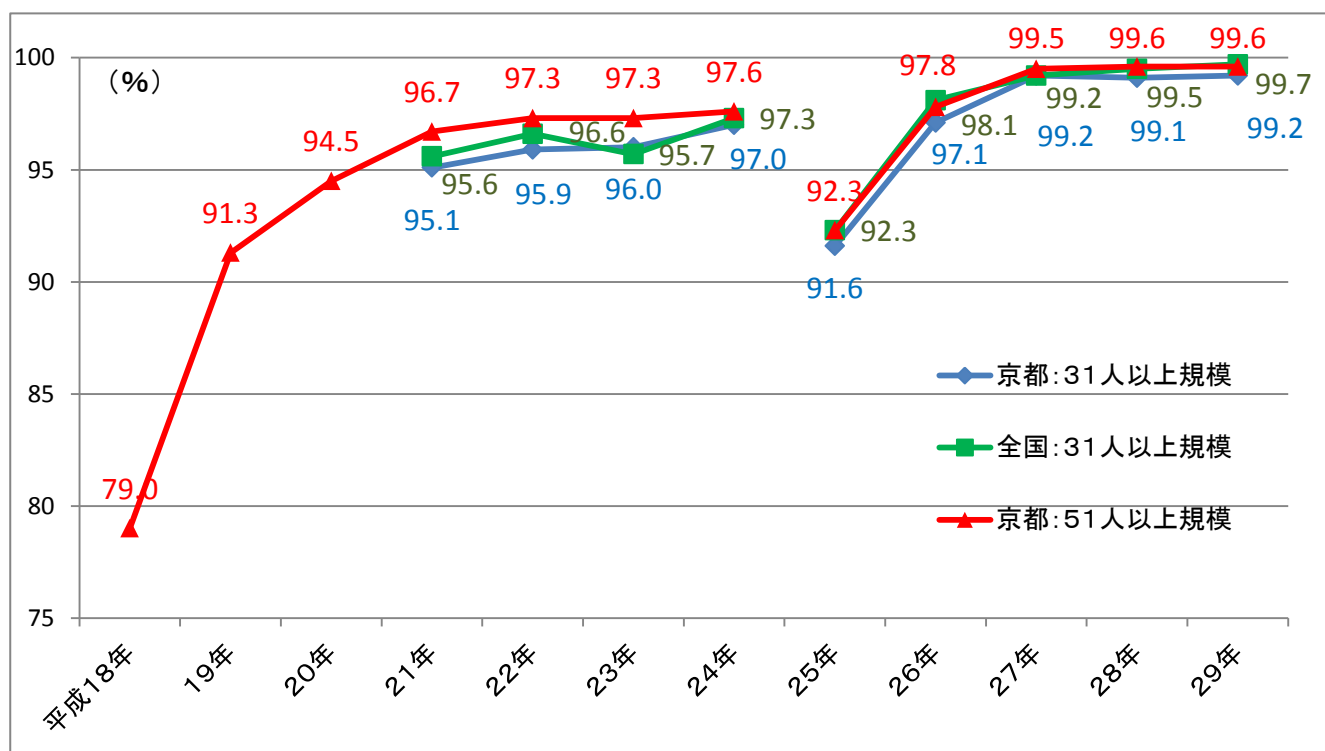
(1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)実施済企業の割合は99.2%(2,923社)(対前年差0.1ポイント増加)、51人以上規模の企業で99.6%(1,889社)(同変動なし)となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.8%(23社)(同0.1ポイント減少)、51人以上規模企業で0.4%(8社)(同変動なし)となっている。

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では100%(291社)(同0.3ポイント増加)、中小企業では99.1%(2,632社)(同0.1ポイント増加)となっている。



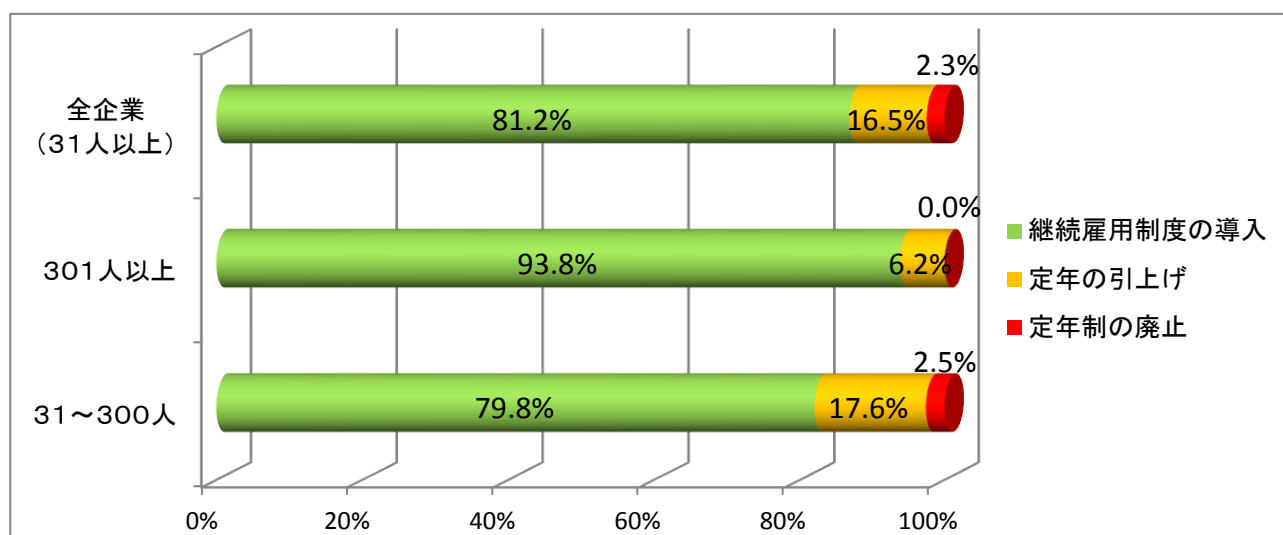
※ 平成25年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったため、平成24年と平成25年の数値は単純比較できない。

(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置実施済企業のうち、

- ① 「定年の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 2.3% (67 社)
(同変動なし)
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 16.5% (482 社)
(同 1.1 ポイント増加)
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 81.2%
(2,374 社) (同 1.1 ポイント減少)

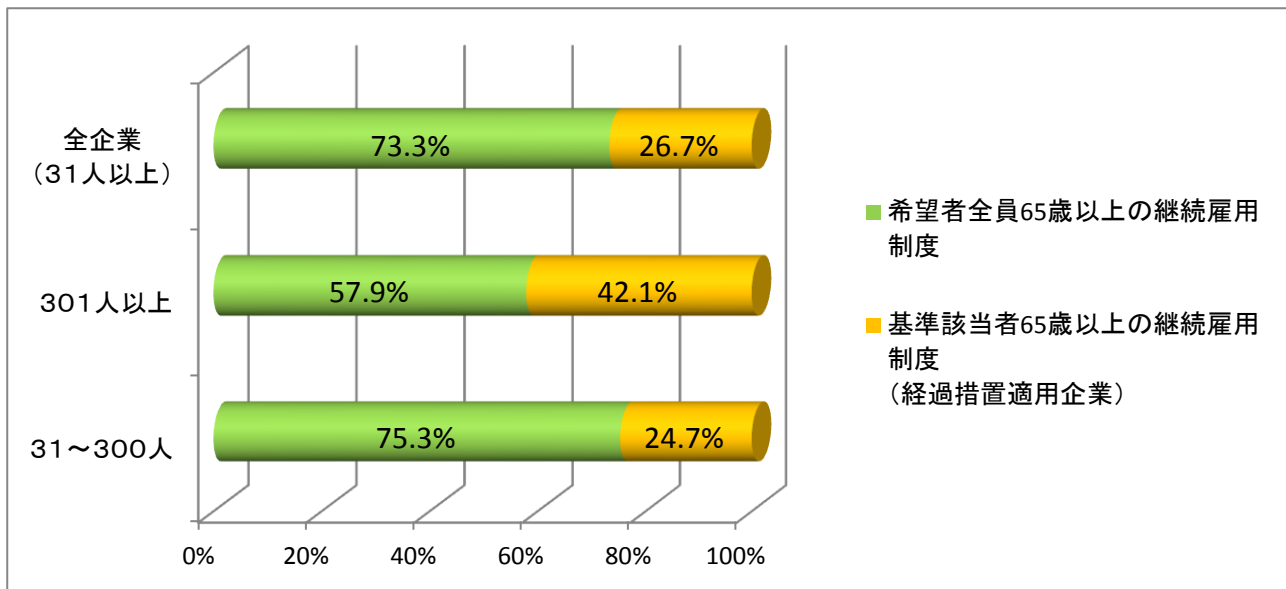
となっており、定年制度 (①、②) により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度 (③) により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。



(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業 (2,374 社)のうち、

- ① 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 73.3% (同 0.6 ポイント増加)
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業 (経過措置適用企業) は 26.7% (同 0.6 ポイント減少) となっている。



(5) 継続雇用先の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業（2,374社）の継続雇用先について、自社のみである企業は93.9%（2,230社）（同0.2ポイント増加）、自社以外の継続雇用先（親会社・子会社、関連会社等）のある企業は6.1%（144社）（同0.2ポイント減少）となっている。

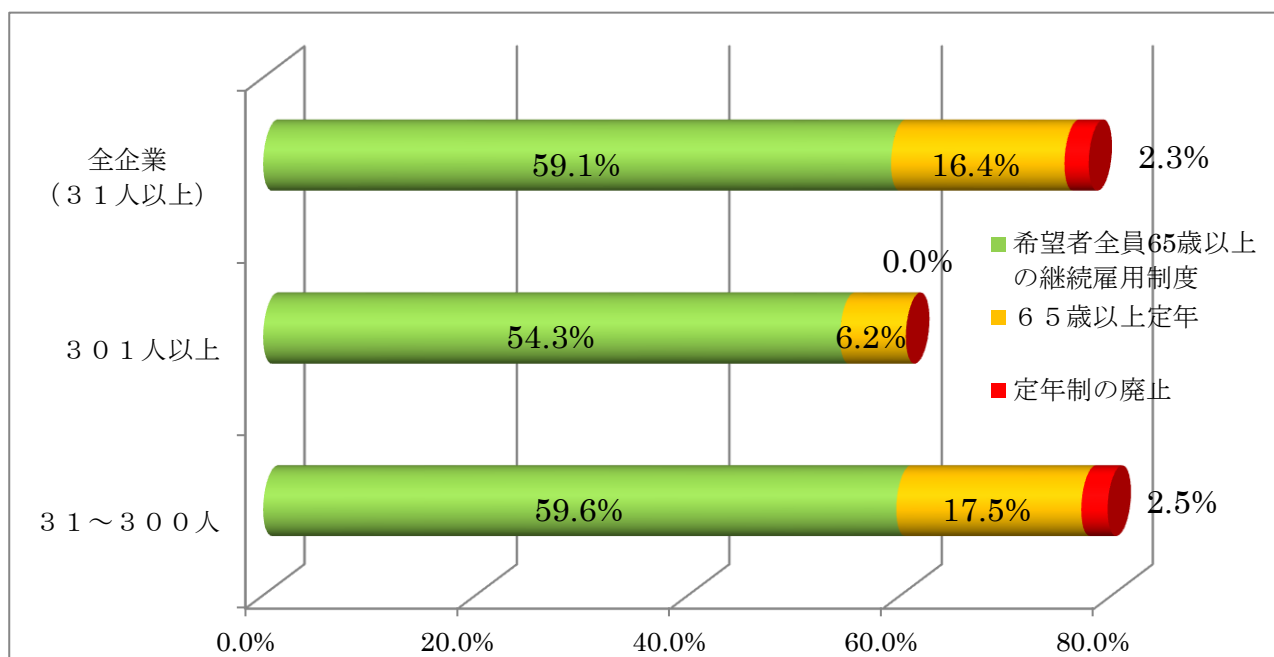
2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業は2,290社（同70社増加）、報告した全ての企業に占める割合は77.7%（同0.9ポイント増加）となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では2,114社（同69社増加）、79.6%（同1.0ポイント増加）、
 - ② 大企業では176社（同1社増加）、60.5%（同0.2ポイント増加）
- となっている。



(2) 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

① 定年制を廃止している企業は、67社（同2社増加）、報告した全ての企業に占める割合は2.3%（同0.1ポイント増加）となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では67社（同2社増加）、2.5%（同変動なし）、

イ 大企業では0社（同変動なし）となっている。

② 65歳以上定年企業は、482社（同41社増加）、報告した全ての企業に占める割合は16.4%（同1.1ポイント増加）となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では464社（同41社増加）、17.5%（同1.2ポイント増加）、

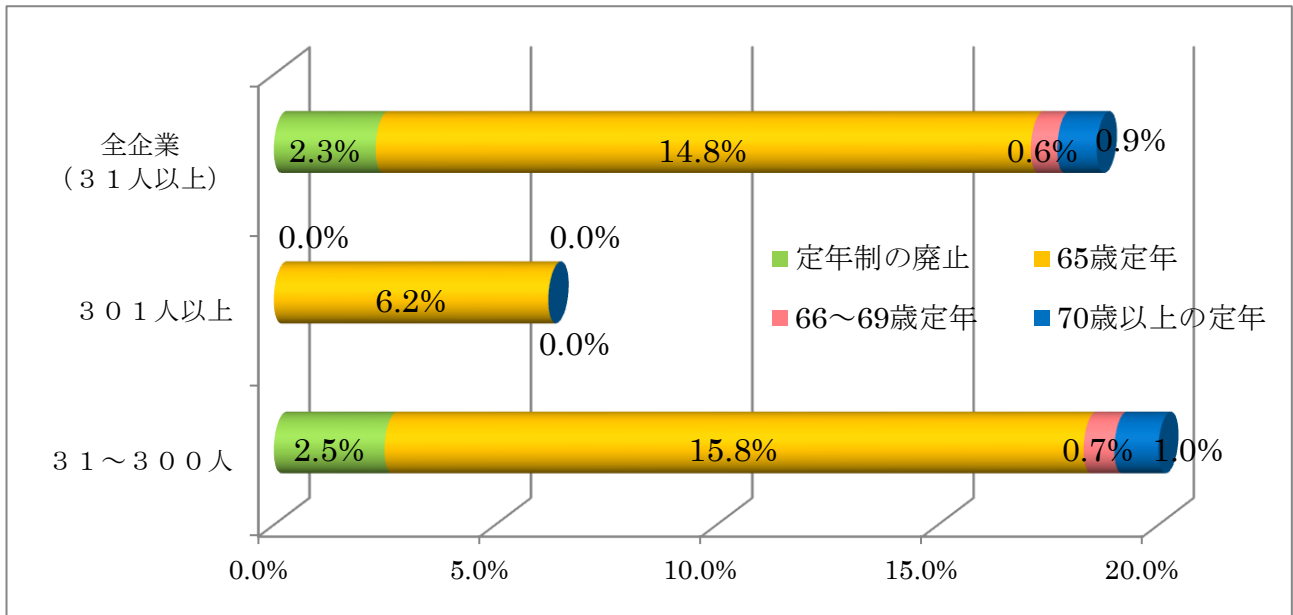
イ 大企業では18社（同変動なし）、6.2%（同変動なし）となっている。

また、定年年齢別に見ると、

ア 65歳定年の企業は437社（同23社増加）、14.8%（同0.5ポイント増加）、

イ 66~69歳定年の企業は19社（同17社増加）、0.6%（同0.5ポイント増）

ウ 70歳以上定年の企業は26社（同1社増加）、0.9%（同変動なし）となっている。



(3) 希望者全員66歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況

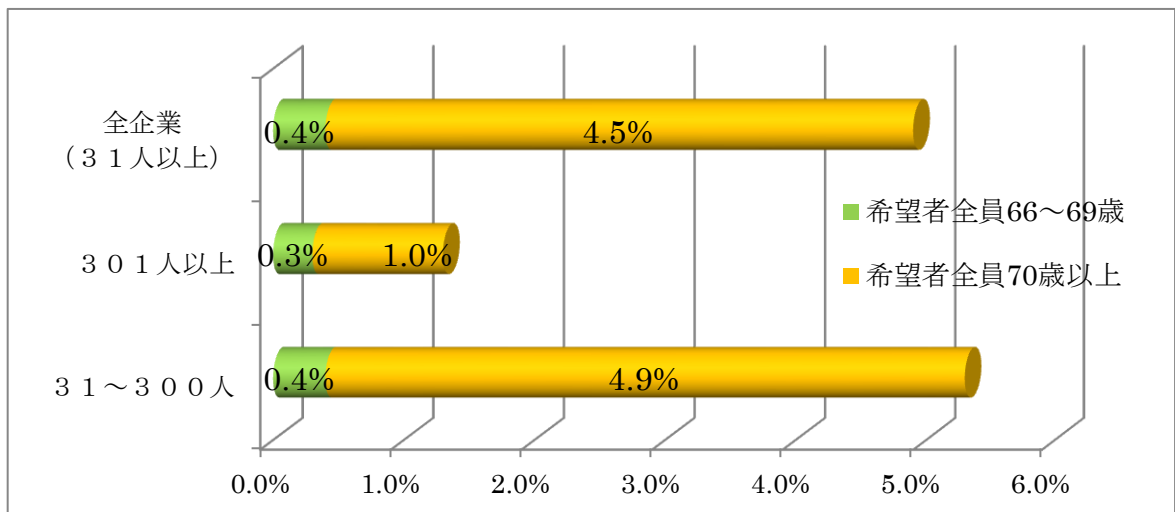
希望者全員が66歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は、146社（同25社増加）、報告した全ての企業に占める割合は5.0%（同0.8ポイント増加）となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では142社（同25社増加）、5.3%（同0.8ポイント増加）、
- ② 大企業では4社（同変動なし）、1.4%（同変動なし）となっている。

また、継続雇用の上限年齢別に見ると、

- ① 上限年齢66~69歳は12社（同9社増加）、0.4%（同0.3ポイント増加）
 - ② 上限年齢70歳以上は134社（同16社増加）、4.5%（同0.4ポイント増加）
- となっている。

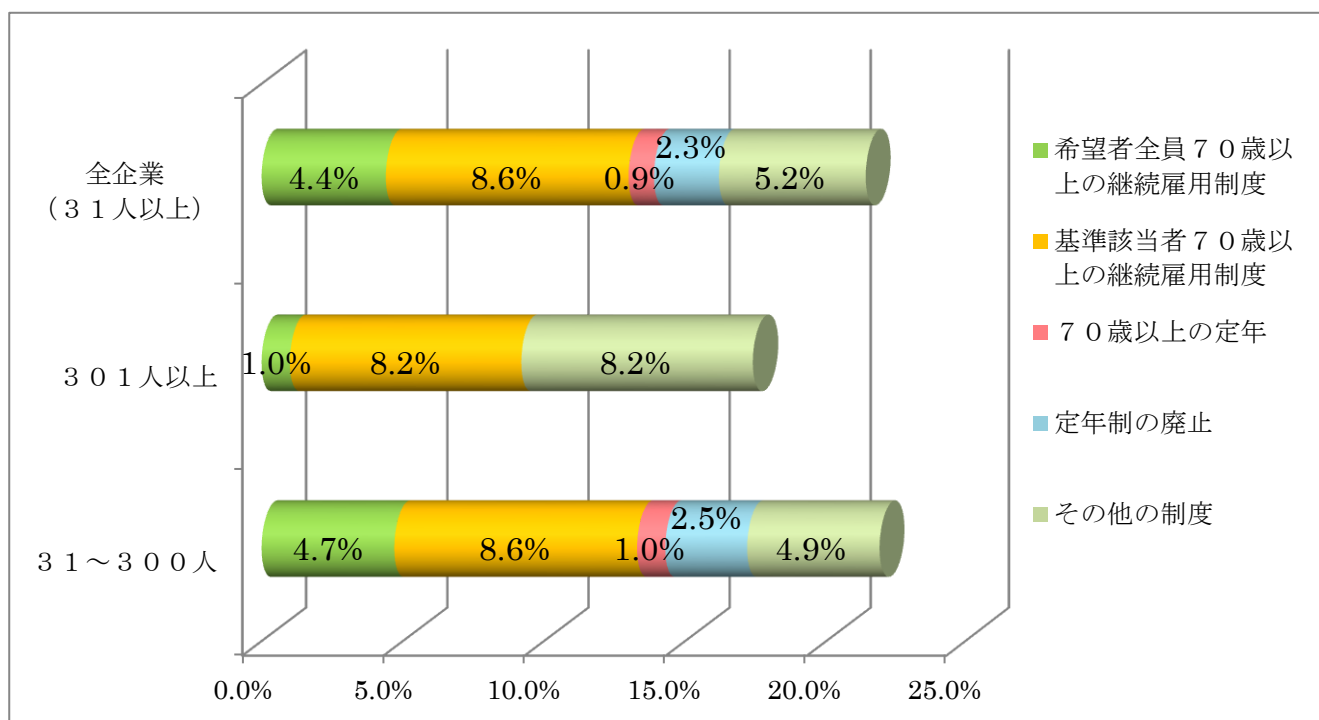


(4) 70歳以上まで働ける企業の状況

70歳以上まで働ける企業は、628社（同53社増加）、報告した全ての企業に占める割合は21.3%（同1.4ポイント増加）となっている。

企業規模別にみると、

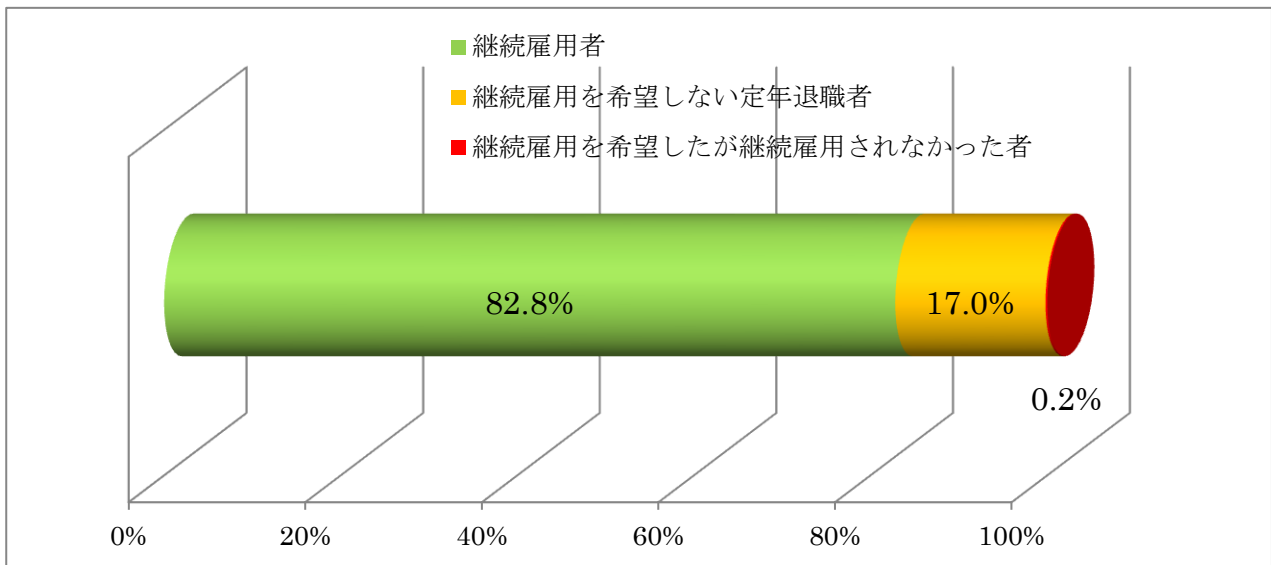
- ① 中小企業では577社（同48社増加）、21.7%（同1.4ポイント増加）、
 - ② 大企業では51社（同5社増加）、17.5%（同1.6ポイント増加）
- となっている。



3 定年到達者等の動向について

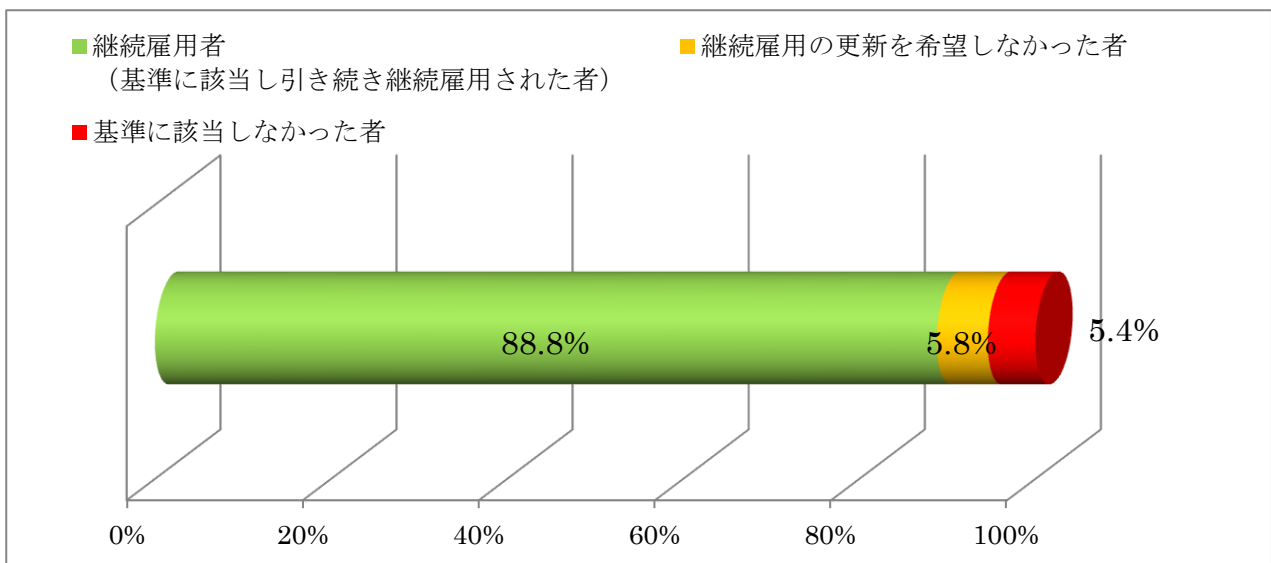
(1) 定年到達者の動向

過去1年間（平成28年6月1日から平成29年5月31日）の60歳定年企業における定年到達者（5,135人）のうち、継続雇用された者は4,253人（82.8%）（うち子会社・関連会社等での継続雇用者は148人）、継続雇用を希望しない定年退職者は874人（17.0%）、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は8人（0.2%）となっている。



(2) 経過措置企業における基準適用年齢到達者の状況

平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢（平成 27 年 6 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日までは 61 歳、平成 28 年 4 月 1 日以降は 62 歳）に到達した者（1,118 人）のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は 993 人（88.8%）、継続雇用の更新を希望しなかった者は 65 人（5.8%）、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は 60 人（5.4%）となっている。



4 高年齢労働者の状況

(1) 年齢階級別の常用労働者について

31人以上規模企業における常用労働者約51万7千人のうち、60歳以上の常用労働者数は約5万7千人で10.9%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が約3万2千人、65～69歳が約1万8千人、70歳以上が約7千人となっている。

(2) 雇用確保措置義務化後の高年齢労働者の推移

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約5万1千人であり、雇用確保措置の義務化前（平成17年）と比較すると、約2万9千人増加している。31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約5万7千人であり、平成21年と比較すると、約1万8千人増加している。

